

2006 年第 17 號法律公告

《〈2006 年僱傭 (提高第 63C 條所訂罪行的最高罰則) 條例〉
(生效日期) 公告》

現根據《2006 年僱傭 (提高第 63C 條所訂罪行的最高罰則) 條例》(2006 年第 1 號) 第 2 條，指定 2006 年 3 月 30 日為該條例開始實施的日期。

經濟發展及勞工局局長
葉澍堃

2006 年 1 月 20 日